

年金相談のご案内

七尾社会保険事務所では、年金相談を行っています。お気軽にご相談ください。

○毎週月曜日 時間延長年金相談
受付時間 19:00まで

○毎月第2土曜日 休日年金相談
受付時間 9:30～16:00

8月(お盆時期)年金相談

8日～12日 受付時間 8:30～19:00

13日(土) 受付時間 8:30～16:00

お問い合わせは

市民課 国民年金係 ☎53 1265

七尾社会保険事務所 ☎53 6511



くらし

今年为国勢調査の年です！

10月1日現在、平成17年国勢調査を行います。

9月下旬から10月上旬にかけて、調査員がみなさんのお宅に調査票の配布と受け取りに伺います。日本に住んでいるすべての方が対象となり、回答が義務づけられています。

みなさまのご協力をお願いします。

お問い合わせは
総務課 ☎53 1111
または、各支所総務課

みなさんのご協力をお願いします！



出産祝金制度をご存知ですか？

対象者

出生前に父母のいずれかが七尾市に1年以上住所を有し、出産後引き続き出生児とともに市内に住所を有する保護者

第一子 3万円

第二子 5万円

第三子以降 7万円

申請 出生届の際に申請が必要です。

お問い合わせは

子育て支援課 ☎53 8419

または各支所民生課



市民意見募集制度の施行について

市では7月1日から市民意見募集制度（パブリックコメント）を施行しています。

制度の内容は、市の基本構想等の立案段階において、市民のみなさんから多様な意見や情報および専門的知識等の提供を受け、それを考慮して、基本構想等を決定していきます。これによって、市民のみなさんの市政への参画を促進し、市政運営の公正性や透明性の向上を図ります。

募集する案件については、今後、具体的にホームページや広報および担当窓口等においてお知らせする予定です。

制度の要綱は、男女参画まちづくり課窓口やホームページにおいて公表しています。

お問い合わせは

男女参画まちづくり課 ☎53 1112

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の現況届はお早め！

児童扶養手当を受給または支給停止されている方、ひとり親家庭等医療費の資格登録をされている方は、現況届を提出してください。

提出がない場合は、手当の支払いが一時差止められ、受給資格がなくなることがありますので、ご注意ください。

手続きに必要なもの

印鑑

健康保険証

世帯分離している同居者の住民票謄本

児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給資格証（交付を受けている方）

その他の書類（事由によって必要な場合があります）

あります

1月2日以降に転入された方

平成17年度児童扶養手当用（児童手当用）所得証明書

提出期日 8月31日（水）まで

お問い合わせは

子育て支援課家庭支援係 ☎53 8445

個人事業税の納期限は8月31日です

8月31日です

個人事業税の納期限が、近づいています。

最寄りの金融機関で納期内に納めましょう。

納税には、便利な口座振替制度のご利用をお勧めします。

お手続きは最寄りの金融機関ですることが出来ます。

お問い合わせは

石川県総務部税務課

☎076 225 1272